柿崎地域包括支援センター(介護予防支援)運営規程

(事業の目的)

第1条 柿崎地域包括支援センター(以下「センター」という。)は、柿崎区に拠点包括、吉川区にサテライト包括を設置し、柿崎区及び吉川区の高齢者並びに地域住民の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援に繋ぐとともに、介護保険サービスのみならず、地域の保健、医療、福祉サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結び付け、また、高齢者の心身の状態に応じて、生活の質が低下しないように適切なサービスを継続的に提供されるよう包括的に支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 センターの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者 が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう に配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の 立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏る ことのないように公平・中立に行う。
- 4 事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、上越市、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者との連携に努める。

(センターの名称)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

【拠点包括】

- ① 名称 柿崎地域包括支援センター
- ② 所在地 上越市柿崎区柿崎 5548 番地

【サテライト包括】

- ① 名称 吉川地域包括支援センター
- ② 所在地 上越市吉川区原之町 1819 番地 1

(職員の職種及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

【拠点包括】

① 担当職員

看護師 1名(常勤)

社会福祉士 1名(常勤)

主任介護支援専門員 1名(常勤)

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

【サテライト包括】

① 担当職員

社会福祉士 1名(常勤)

介護支援専門員 1名(常勤)

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

- 第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用額は、介護報酬上の額とする。
 - ① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省第 37 号 第 29 条から第 31 条の規定)に従って実施する。
 - ② 利用者の相談を受ける場所は第 3 条に規定するセンター内又は自宅とする。
 - ③ サービス担当者会議について
 - 1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所又は自宅とする。
 - 2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を 担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむ 得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見

を求めるものとする。

- ④ 担当職員による居宅訪問頻度等
- 1) 提供開始月
- 2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
- 3) サービス評価期間が終了する月
- 4) 利用者の状況に著しい変化があったとき なお、利用者の訪問をしない月においては、可能な限り、サービス事業 所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当 該面接ができない場合に合っては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- ⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施地域は、上越市柿崎区及び吉川区とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定予防介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに上越市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるとともに、上越市に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

- 第 9 条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後 1 ヵ月以内
 - ② 継続研修 年6回
- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持 させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべ き旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する 場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託 する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は上越市、社会福祉 法人松波福祉会との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。